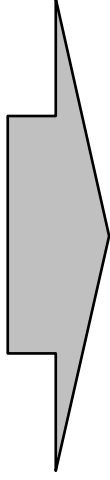


地方分権の推進

	ページ
・ 地方自治体を取り巻く地方分権等の流れについて	1
別添資料 1 地方分権改革推進法について	3
別添資料 2 第 2 7 次地方制度調査会 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」	7
別添資料 3 第 2 8 次地方制度調査会 「道州制のあり方に関する答申」	1 1
別添資料 4 三位一体の改革について	1 5
別添資料 5 経済財政改革の基本方針 2007	1 7

地方自治体を取り巻く地方分権等の流れについて

地方分権関係	地方制度調査会（合併と道州制）	経済財政諮問会議（三位一体改革等）
<p>◆地方分権一括法の施行【平成12年4月1日施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・地方の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政をできる限り身近な地方において処理する。 ○地方分権推進計画 <ul style="list-style-type: none"> ・機関委任事務の廃止（国と地方の対等・協力関係の構築） ・市町村に対する国と都道府県の関与のルール化等 ・権限委譲の推進 ・行政体制の整備・確立（自己決定、自己責任の拡大を踏まえた行政体制を整備・確立するため、行政改革や市町村合併等の推進） <p>⇒地方が「自己決定・自己責任」に基づき、自立的な地域づくりを行っていくための制度的な枠組みが整えられる。</p> <p>◆地方分権改革推進法の成立【平成18年12月8日成立】 【別添資料①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方の役割分担を明確にし、地方の自主性・自立性を高め、地方が自らの判断と責任で行政運営を行う。（基本方針） ○国は、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを基本とし、①地方への権限委譲、②地方への事務処理の義務付けの整理・合理化、③関与の整理・合理化を進める。 ○国は、地方が自立的かつ自立的に事務・事業を執行できるよう、地方税財源の充実確保等の観点から、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分等の財政上のあり方を検討する。 ○地方は、行政体制の整備・確立を図る。 ○政府は「地方分権改革推進計画」を作成 ○施行から3年以内の時限法（平成22年3月末期限） ⇒新分権一括法（仮称）を施行 ●「分権改革推進にあたっての基本的な考え方」（19.5.30） 	<p>◆第27次地方制度調査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成15年11月13日）【別添資料②】⇒国の合併方針の方向性決定 ○基礎自治体のあり方（地方分権時代の基礎自治体） <ul style="list-style-type: none"> ・これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、専門的な職種を含む職員集団を有する必要がある。 ○市町村をめぐる状況 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の役割の変化、厳しい財政状況等から、より一層効果的、効率的な行政運営を行う必要があり、市町村合併を引き続き推進していくべき。 ●「当面の地方税財政のあり方についての意見」（平成15年11月13日） ○歳出面での国の関与の廃止、縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においては、地域における受益と負担の対応関係の明確化を図る。 ○地方への税源配分の割合を高め、国税と地方税の税源配分が1：1となることを目指して地方税源の充実を図る。 ●合併三法の成立（平成16年5月26日） ○合併三法（合併新法、改正現行合併特例法、改正地方自治法）公布。（⇒合併新法の期限：平成22年3月末） ◆第28次地方制度調査会【別添資料③】 ●道州制のあり方に関する答申（平成18年2月28日） ○現状の都道府県の課題（現在の都道府県制度のままでは、社会情勢の変化に対応できるか。） ○広域自治体改革と新しい政府象の確立 ○道州制の制度設計（複数の都道府県単位が原則、県の事務は大幅に市町村に移譲、国の出先機関の事務は道州へ） ○道州制の導入に関する課題（導入には広範な検討課題あり） ●「道州制ビジョン」策定へ（3年以内⇒平成21年度内） 	<p>◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（骨太の方針第2弾）【平成14年6月25日 閣議決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三位一体、改革工程案を1年以内に策定 ○自治体の行政基盤強化のため、市町村合併の促進 ◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（骨太の方針第3弾）【平成15年6月27日 閣議決定】 【別添資料④】 ○「国と地方」の改革（三位一体の改革） <ul style="list-style-type: none"> ・地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向けた改革を行う。 ⇒・国庫補助金の廃止、削減（概ね4兆円程度、平成18年度まで） <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の総額を抑制し、財源保障機能を縮小 ・廃止する国庫補助金の8割程度を目安に税源移譲 ◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（骨太の方針第4弾）【平成16年6月4日閣議決定】 ○「集中調整期間」から「重点強化期間」（H17及びH18）へ ○三位一体の改革（補助金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、交付税改革、「道州制特区」の推進等 ◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（骨太の方針第5弾）【平成17年6月21日閣議決定】 ○「小さくて効率的な政府」の実現に向けて ◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太の方針第6弾）【平成18年7月7日閣議決定】 ○「新たな挑戦の10年」へ ◆経済財政改革の基本方針2007（「美しい国」へのシナリオ） 【平成19年6月19日閣議決定】 【別添資料⑤】 ○地方分権改革：「地方が主役の国づくり」を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒「新分権一括法案」（仮称）の3年以内の国会提出 ・地方税財政改革の推進（地方間の税源の偏在是正） ・地方支分部局の抜本改革 ・道州制実現のための検討加速



《今後の方向》

<p>地方分権関係</p> <p>○地方分権改革推進法のもと、更なる分権改革が加速 ・国と地方の役割分担の徹底した見直し (役割の徹底した見直し、国出先機関の廃止・縮小、権限委譲の推進、条例制定権の拡大等)</p> <p>・地方税財政制度の整備 (国補助金、税源移譲、地方交付税一体のあり方等)</p> <p>・行政体制の整備及び確立方策 (分権推進に応じた行政体制の整備等)</p> <p>⇒住民に最も身近な市町村が地方行政の中心的役割へ ⇒平成22年3月までに新分権一括法により整備</p>	<p>合併と道州制</p> <p><合併関係> ○合併新法後の法律の内容検討 第29次地方制度調査会を設置(19.7.3)し、合併を含む市町村の基盤強化策などについて諮問 ⇒合併新法(平成22年3月まで)後の法律の方向性</p> <p><道州制関係> ○道州制ビジョンの策定に向け、平成19年度中に道州制の理念や大枠等について中間報告 ⇒平成22年3月までに「道州制ビジョン」策定</p>	<p>三位一体改革等</p> <p>○地方分権改革推進委員会において、地方税財政改革を検討 ・国補助金、税源移譲、地方交付税を含めた税源配分の見直しの一体的な改革 ・税源が偏在するなど地方公共団体間で財力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策の検討 ⇒平成22年3月までに新分権一括法により整備</p>
---	--	---

<想定される市町村の課題>

<p>地方分権関係</p> <p>○地方分権型社会に相応しい行財政基盤の強化 (分権型社会の受け皿として、行政運営の効率化、課題、権限移譲等に対応しうる組織、職員体制等の強化)</p> <p>○自己決定、自己責任の考え方を基本として、自立した地域経営の確立を図り、個性豊かな施策の展開と地域の価値や魅力のアップ</p>	<p>合併と道州制</p> <p><合併関係> ○合併新法内及び合併新法後を見据えた合併検討 <道州制関係> ○道州制議論の動向の見定め</p>	<p>三位一体改革等</p> <p>○地方分権型社会に相応しい行財政基盤の強化 (税財源の見直し等を通じた、地方の財力強化)</p>
---	--	--

地方分権改革推進法 (平成18年法律111号)

「骨太の方針2006」(平成18年7月7日閣議決定) (抄)

○「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。」

地方分権改革推進法 (平成18年12月8日成立)

法律のイメージ

○政府内に、地方分権改革の推進体制(地方分権改革推進委員会)を整備

→ 国と地方の役割分担のあり方等を検討

○政府は「地方分権改革推進計画」を作成

○施行から3年間の時限法

地方分権改革推進計画の作成

個別法改正を
一括して実施
地方分権改革
一括法
(仮称)

地方分権改革推進法の概要について

総務省

「骨太の方針2006」に基づく「関係法令の一括した見直し」に向けた推進体制等を定める推進法を制定。

1 基本理念

地方分権改革の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、次の基本理念に基づいて行う。

- ・ 国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
- ・ 地方公共団体の自主性及び自立性を高める

ことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進する。

2 国及び地方公共団体の責務等

(1) 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に実施するための推進体制を整備し、地方分権改革に関する施策を総合的に策定・実施。地方公共団体は、行政運営の改善・充実に係る施策を推進。

(2) 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進。

(3) 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たり、地方公共団体の立場を尊重し、密接に連絡するとともに、国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずる。

3 地方分権改革の推進に関する基本方針

- (1) 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、次の措置等を講ずる。
- ① 地方公共団体への権限移譲の推進
 - ② 地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化
 - ③ 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化
- (2) 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、(1)の措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討。
- (3) 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る。

4 地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成（閣議決定）。

5 地方分権改革推進委員会

- (1) 内閣府に、地方分権改革推進委員会を設置。
- (2) 委員会は、委員7人をもって組織。委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。
- (3) 委員会は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告。内閣総理大臣は、勧告を受けたときは、これを国会に報告。

6 施行期日等

公布の日から六月を超えない範囲において政令で定める日から施行（委員の国会同意に係る規定は公布の日から施行）。

この法律は、施行期日から起算して3年で失効。

「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」

(平成19年5月30日)

地方が主役の国づくり

- 地方政府 ～ 自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取組み
- 国のあり方、国のかたちそのものにかかわる重要な政治改革
- 将来の道州制の本格的な導入の道筋

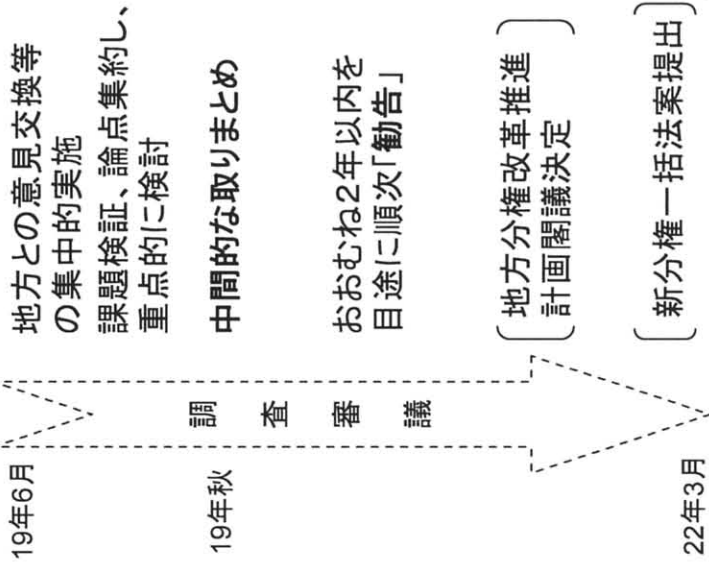
1 目指すべき方向性

- 分権型社会への転換 ○ 地方の活力を高め、強い地方を創出 ○ 地方の税財政基盤の確立
- 簡素で効率的な筋肉質の行財政システム ○ 自己決定・自己責任・受益と負担の明確化 により地方を主役に

2 基本原則

- 基礎自治体優先
- 明快、簡素・効率
- 自由と責任、自立と連帯
- 受益と負担の明確化
- 透明性の向上と住民本位

3 調査審議の方針



(調査審議事項)

● 国と地方の役割分担の徹底した見直し等

国と地方の役割分担の徹底した見直し(分野ごとの見直し、地方支分部局の廃止・縮小、地方自治体の組織・定員のスリム化の推進)。権限移譲の推進。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大。関与の見直し。国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチェックシステムの整備

● 地方税財政制度の整備

国と地方の役割分担等の徹底した見直し。分権型社会にふさわしい税源移譲の推進。その際、地方税財源の充実確保、地域の税収偏在の是正等の観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討。地方債を含めて地方分権にかなった地方税財政制度の整備

● 行政体制の整備及び確立方策

地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等による地方分権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策

4 政府及び地方自治体に望むこと

政府は改革関連施策を確実に実施。
地方自治体は、透明性と自浄性を高め、住民の信頼を確保。人材育成など行政能力向上の努力。

今後の地方自治制度のあり方に関する答申（抜粋）

（第 27 次地方制度調査会 平成 15 年 11 月 13 日）

第 1 基礎自治体のあり方

1 地方分権時代の基礎自治体の構築

(1) 地方分権時代の基礎自治体

機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行で、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出した。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方にに基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となる必要があるであり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まえると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

基礎自治体に対しは引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じて事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する基礎自治体の住民となり、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことができるようにすることが望ましい。

(2) 住民自治の充実

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりでなく住民自治が重視されなければならない。

基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他の民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。

2 市町村をめぐる状況

(1) 市町村の役割の変化

我が国の近代的な市町村制度は、明治初期に、地域の公共事務及び法令に基づく事務の処理のため、以前から存在していたいわゆる「自然村」を基盤として、「行政村」を編成したことに由来する。その後、小学校事務の処理等のため 300 戸から 500 戸を標準として「明治の大合併」が行われ、中学校事務の処理のため人口 8 千以上を標準として「昭和の大合併」が行われた。

今後、基礎自治体は、一層厳しさを増す環境、住民ニーズの多様化の中で、住民との協働の下に、質的にも高度化し、量的にも増大する事務を適切かつ効率的に処理することが求められている。

(2) 市町村を取り巻く厳しい財政事情

近年我が国の財政は、税収が落ち込む中で、国・地方ともに巨額の債務残高を有するなど極めて厳しい状況にある。地方においても毎年巨額の財源不足を生じており、その借入金残高は平成 15 年度末で約 199 兆円にのぼると見込まれている。

このような状況を踏まえると、今後地方財政全般にわたり歳出の抑制が求められ、各地方公共団体は、コスト意識を持って事務・事業に取り組み、地域における郵便局との連携をはじめ、多様なサービスの提供方法の検討など、より一層効果的かつ効率的な行財政運営を行うことが必要となる。こうした観点から、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況にある。

(3) 少子高齢化の進行

今後、国全体の人口が 2006 年をピークに減少する中で、全国的に高齢化がさらに進んだ地域社会が出現するものと見込まれる。また、このまま推移すると、2030 年には人口 5 千未満の市町村が現在の約 700 団体から 1,200 団体近くに増加すると予想されている。

少子高齢化の進行への対応は、我が国の行政全般に関わる大きな課題であるが、特に小規模な市町村に与える影響は深刻であり、これまでのような行財政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。これにより、地方自治法第 1 条の 2 第 1 項に規定する住民福祉の増進を図るといふ基本的役割を担うことが困難となることを想定せざるを得ない。

(4) 市町村合併の位置付け

このような状況の中で、今後の基礎自治体のあり方を展望すると、市町村の規模能力の拡充を図る市町村合併を引き続き推進していくべきである。

現在全国の市町村の約半数において市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づく法定協議会が設置されており、当調査会としても市町村合併に向けての関係者の真摯な努力に敬意を表するとともに、大きな期待を寄せている。昭和 40 年の制定以来、10 年毎に延長されてきた合併特例法の期限は平成 17 年 3 月 31 日までとされており、それまでにできる限り成果があがることが必要である。特に住民に対して合併による新しいまちづくりの可能性等合併に関するさまざまな具体的な情報を提供することが必要であり、住民自治が地域の基本的な課題として合併について真剣に考

えることが重要である。国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開し、自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。

現在進められている市町村合併は、「昭和の大合併」後の生活圏や経済圏の拡大等をはじめとする経済社会の変貌、著しい少子高齢化の進行等の状況も踏まえつつ、地方分権改革により明らかにされた地域において包括的な役割を担うにふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体を形成するために、市町村を再編成するものと位置づけることができる。

また、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を維持するため、自治体経営の単位を再編成し、都市と農山漁村が共生する新しい基礎自治体を形成する動きもとられることができる。

3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

(1) 平成 17 年 4 月以降の合併推進の手法

- ① 現行の合併特例法の失効（平成 17 年 3 月 31 日）後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする必要がある。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきである。

なお、現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成 17 年 3 月 31 日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成 18 年 3 月 31 日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当である。

- ② 新法においては、自主的な合併を推進するため、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する審議会等の意見を踏まえて市町村合併に関する構想を策定することとすべきである。

上記の構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすべきである。具体的には、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併、指定都市、中核市、特例市等を目指す合併、小規模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべきである。

なお、都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口 1 万未満を目安とすることとするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要である。

- ③ 都道府県知事は構想に基づき、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあっせん等により自主的な合併を進めることとすべきである。

なお、現行の合併特例法においても、合併の是非を含め合併に関するさまざまな協議を行う場である合併協議会の設置について、一定の場合に市町村長の請求や有権者の 6 分の 1 以上の署名による請求によって住民投票を行うこととされている。このような場合と同様、都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制

度を設けることを検討する必要がある。

(2) 市町村合併に関連する多様な方策

① 合併後の基礎自治体における地域自治組織制度の活用

合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において住民自治を強化する観点や、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点から、基礎自治体の事務のうち地域共同的な事務等を処理するため、地域自治組織（仮称。以下同じ。）の制度を活用することが考えられる。

なお、合併に際して地域自治組織を活用するときは、合併後の一定期間、下記4(2)②の法人格を有する地域自治組織を旧市町村単位に設置することができる等の特例を設けることが適当である。

この制度を活用することにより、合併後の基礎自治体は、合併前の旧市町村のまとまりも活かした包括的な基礎自治体ともいえるべき形態をとることが可能となる。併せて、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することによって、合併前の名称を残すことも可能となる。

市町村は、前述のとおり、その自主的な判断により、基礎自治体内の地域自治組織を設置できることとするが、都道府県知事も合併に際して、一定の場合に小規模な市町村等を対象として、その市町村を単位とする地域自治組織を設置することを勧告することができるものとすべきである。

② 合併困難な市町村に対する特別の方策

ア 市町村合併については、地域の特性等を踏まえた上で推進していく必要があるが、例えば自らは他の市町村との合併を希望していてもさまざまな事情により合併協議が整わず、都道府県知事が上記の構想に位置づけて合併に関するあっせん等の調整を行ってもなお合併に至らないような事態が生じることがあり得る。

このような事態において、市町村が基礎自治体として必要な経営基盤を有しないと自ら判断により合併を求めた場合に、適正な住民サービス確保の観点から看過し得ないと認めるときは、都道府県が関わる手続によって市町村の合併を行う新たな仕組みを引き続き検討していく必要がある。

イ 合併に関する新たな法律の下でも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、合併の進捗状況や市町村の具体的ニーズを踏まえ、基礎自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについて検討を進める必要がある。

ウ また、そのような状況にある市町村については、組織機構を簡素化した上で、法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。この場合において、都道府県は当該事務を自ら処理することとするほか、近隣の基礎自治体に委託すること等も考えられる。

「道州制答申」のポイント

〔平成18年2月28日
地方制度調査会〕

1 現状の都道府県の課題

- ① 市町村合併の進展 (3,223→1,821 団体)
- ② 県を越える広域課題の増大
— 例：首都圏のディーゼル車規制・観光振興
- ③ 県は更なる分権改革の担い手たりうるか
— 47都道府県体制は明治21年以来

2 求められる「新しい国のかたち」

- ▽ 「国から地方へ」
— 国の役割は重点化 → 国家的課題に力強く対応
— 内政は広く地方公共団体が担う
- ▽ 「国と地方の双方の政府の再構築」によって
「新しい政府像」を確立するためには、

「道州制の導入が適当と考えられる」

3 道州制の制度設計

- ▽ 47都道府県を廃止して道州を設置
- ▽ 区域は複数の都道府県単位が原則
都道府県等の意見を聞き、法律で画定
- ▽ 県の事務は大幅に市町村に移譲
- ▽ 国の出先機関の事務はできる限り道州に移譲
など

4 道州制導入の課題

〔道州制の導入には広範な検討課題
— 国の政治行政制度の改革とも密接に関連
国民生活にも影響〕

「答申を基礎として、国民的な論議が
幅広く行われることを期待」

道州制の基本的な制度設計

1 道州の性格

- 地方公共団体として、都道府県に代えて道州を置く
- 道州及び市町村の二層制

2 道州の区域

- ① 区域の範囲
 - ・ 社会経済的条件に加え、地理的・歴史的・文化的条件も勘案
 - ・ 数都道府県を合わせた区域が原則
- ② 区域例
 - ・ 区域には様々な考え方があり得るが、区域例を3例示
- ③ 区域の画定方法
 - ・ 国が道州の予定区域を示す
 - ・ 都道府県は、変更案等を国に提出できる
 - ・ これを尊重し区域に関する法律案を作成
- ④ 東京都に係る道州の区域
 - ・ 周辺県と併せた区域が原則。ただし、東京都等の区域で一の道州等とすることも考えられる

3 道州への移行方法

- 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる

4 道州の事務

- 現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。道州は広域事務に軸足を移す
- 国(地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲

5 道州の議会

6 道州の執行機関

- 道州に長を置く。長は直接公選。多選を禁止

7 大都市等に関する制度

- 道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例等を設けることが適当
- 東京(区部等)では、更に特例を検討することも考えられる

8 税財政制度

- 自主性・自立性の高い税財政制度が基本
- ① 事務移譲に伴う税源移譲等加え、偏在度の低い税目中心に地方税の充実を図り、分権型社会に対応しうる地方税体系を実現
- ② 適切な財政調整を行うための制度を検討

道州制の下で道州が担う事務のイメージ

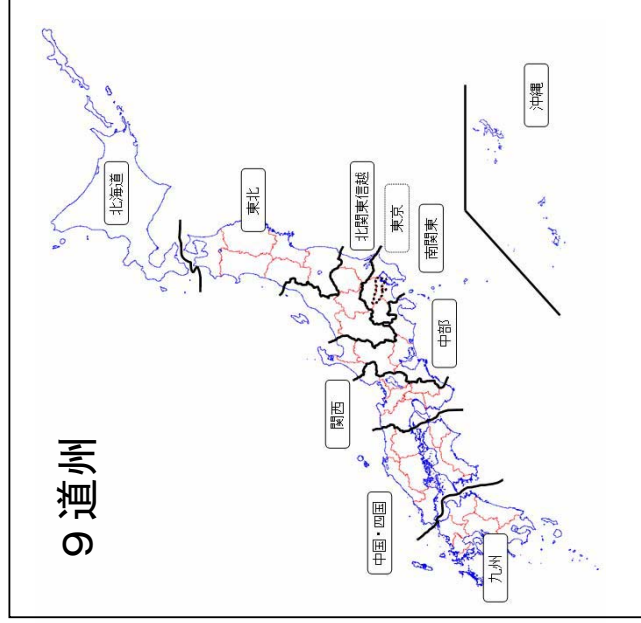
行政分野	道州が担う事務
社会資本整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道の管理 ・ 地方道の管理（広域） ・ 一級河川の管理 ・ 二級河川の管理（広域） ・ 特定重要港湾の管理 ・ 第二種空港の管理 ・ 第三種空港の管理 ・ 砂防設備の管理 ・ 保安林の指定
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害化学物質対策 ・ 大気汚染防止対策 ・ 水質汚濁防止対策 ・ 産業廃棄物処理対策 ・ 国定公園の管理 ・ 野生生物の保護、狩猟監視（希少、広域）
産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業対策 ・ 地域産業政策 ・ 観光振興政策 ・ 農業振興政策 ・ 農地転用の許可 ・ 指定漁業の許可、漁業権免許

行政分野	道州が担う事務
交通・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運送、内航海運業等の許可 ・ 自動車登録検査 ・ 旅行業、ホテル・旅館の登録
雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業紹介 ・ 職業訓練 ・ 労働相談
安全・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物規制 ・ 大規模災害対策 ・ 広域防災計画の作成 ・ 武力攻撃事態等における避難指示等
福祉・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業者の指定 ・ 重度障害者福祉施設の設置 ・ 高度医療 ・ 医療法人の設立認可 ・ 感染症対策
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人の認可 ・ 高校の設置認可 ・ 文化財の保護
市町村間の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村間の調整

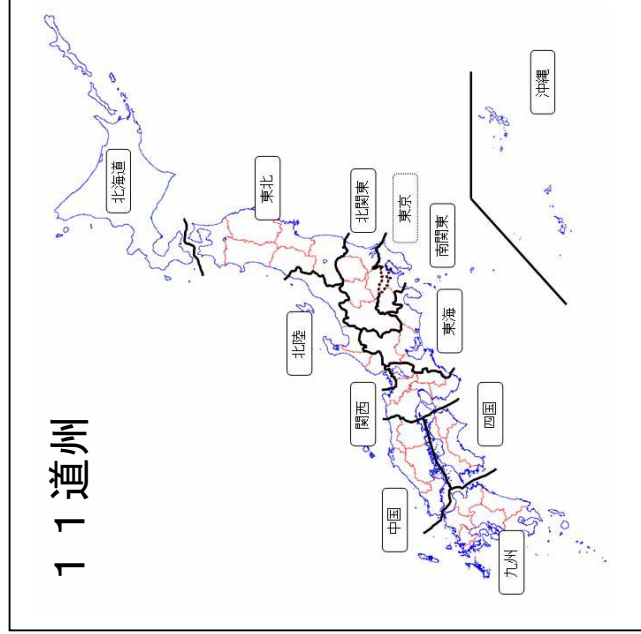
（注）ゴシックは、原則として道州が担うこととなる事務で、国から権限移譲があるもの。

道州の区域例

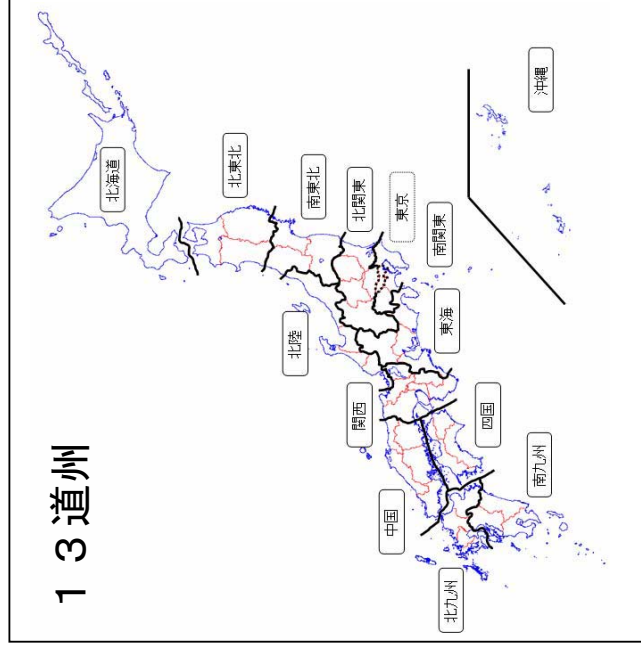
【区域例－1】



【区域例－2】

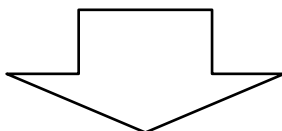


【区域例－3】



「三位一体改革」について

平成16年度から18年度までの3年間で実施



国庫補助負担金の改革

- 概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革
- 国、地方を通じた行政のスリム化の改革を推進

税源移譲を含む税源配分の見直し

- 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて税源移譲
 - ・ 税源移譲は基幹税（個人住民税）の充実を基本に行う
 - ・ 義務的な事業については全額、その他は8割程度を目安に移譲
- 税源移譲は概ね3兆円規模を目指す

交付税改革

- 地方交付税総額の抑制（地方財政計画の歳出を徹底的に見直し）
- 算定方法の見直し（段階補正、事業費補正等）
- 不交付団体（市町村）の人口割合を大幅に高める
- 地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保
- 国の歳出見直しと歩調を合わせ、地方歳出を見直し、抑制

「三位一体の改革」の成果

(H^⑩～H^⑱)

国庫補助負担金改革	約 4.7 兆円
税 源 移 譲	約 3 兆円
地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)	約△ 5.1 兆円

国庫補助負担金改革

○既決定分	3兆8, 553億円
○18年度新規決定分	8, 108億円
(うち、税源移譲に結びつく改革)	6, 544億円
合 計	4兆6, 661億円

税源移譲

- 18年度税制改正で、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施(19年分所得税、19年度分個人住民税から)
- 18年度は移譲額の全額を所得譲与税で措置(3兆94億円)

地方交付税改革

- 総額の大幅な抑制
 - ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制(H^⑩～H^⑱)
△5.1兆円
- 主な制度の改革等
 - ・「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充
 - ・財政力格差拡大への適切な対応(税源移譲分を基準財政収入額へ100%算入(当面の措置))
 - ・不交付団体の増加 人口割合(市町村) H^⑫11.5% → H^⑰18.4%

等

経済財政改革の基本方針2007（抜粋）

（経済財政諮問会議 平成19年6月19日）

8. 地方分権改革

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるといふ、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

【改革のポイント】

1. 「新分権一括法案」（仮称。以下同じ。）を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」※に基づき、国と地方の役割分担等について検討を進める。
2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。
3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。
4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

※「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方～地方が主役の国づくり～」
（平成19年5月30日）

【具体的手段】

（1）「新分権一括法案」の提出

「地方分権改革法案」※に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等について検討を進め、平成19年秋に中間的な取りまとめを行うとともに、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。

※「地方分権改革推進法」（平成18年法律第111号）

（2）地方税財政改革の推進

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

地方公共団体が自ら税を徴収し、住民が負担との見合いで行政サービスを選択するこ

とができるようにするため、「住民の選択が機能し、地方公共団体の努力がいきる税財政にする」、「国から地方への財源配分は、予見性・安定性・透明性を重視する」ことが重要であり、このため、「地方分権改革推進委員会」は、「基本的な考え方」に基づき、**地方税財政改革を検討**する。

また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

(3) 地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った**地方への移譲と合理化**を「地方分権改革推進委員会」において検討する。

(4) 道州制実現のための検討の加速

「道州制ビジョン」の策定に向け、「道州制ビジョン懇談会」において、平成 19 年度中に道州制の理念や大枠等について論点を整理した**中間報告**を取りまとめる。